

2 出産育児一時金の改定について

(1) 改定の要旨

産科医療補償制度及び出産育児一時金については、平成 26 年 4 月 21 日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、また平成 26 年 7 月 7 日の同部会において、出産育児一時金の総額を 42 万円に維持することとする方針が決定された。

現在、これに基づき、健康保険法施行令の改正準備が進められていることから、法の改正後において、その内容に準じて出産育児一時金の規定を改定するものである。

(2) 出産育児一時金の支給額

【出産育児一時金】

改定前 390,000 円 ⇒ 改定後 404,000 円

【産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に加算する額】

改定前 30,000 円 ⇒ 改定後 16,000 円

【支給合計額】

改定前 420,000 円 ⇒ 改定後 420,000 円

(3) 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日（予定）

(4) 出産育児一時金の実績

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件 数	413 件	400 件	382 件
金 額	169,313,340 円	164,650,856 円	162,155,359 円

(5) 改定に伴う保険給付費への影響

出産育児一時金（本体額）の増加に伴い、産科医療補償制度を利用していない対象者への支給額が 14,000 円引き上がり、対象者を年間 20 件とした場合では、1 年間 280,000 円の増額となる。

本年度は、1 月実施であることから 70,000 円程度の増額となる。

【産科医療補償制度を利用していない対象者の実績】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件 数	13 件	26 件	20 件

3 高額療養費制度の自己負担限度額等の見直しについて

(1) 改正の要旨

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重とならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みである。

今回の改正は、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の所得区分及び自己負担限度額（算定基準額）等をきめ細やかに設定するもの。

(2) 改正の内容

ア 高額療養費の算定基準額の見直し

(国民健康保険法施行令第29条の3及び第29条の4関係)

70歳未満の所得区分及び算定基準額について、別添1のとおり改正するもの。

イ 高額療養費の算定基準額の見直しに伴う高額介護合算療養費の算定基準額の見直し

(国保令第29条の4の3関係)

70歳未満の者がいる世帯の介護合算算定基準額については、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、別添2のとおり改正するもの。

ウ 高額療養費の算定基準額の見直しに伴う限度額適用認定証等の事務取扱い

(国民健康保険法施行規則第27条の14の2及び第27条の14の4関係)

70歳未満の高額療養費の所得区分が細分化されることに伴い、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に記載する記号を別添3のとおり改正するもの。

(3) 施行期日

平成27年1月1日